

記載例

適宜、原告及び被告の表示を入れ替えるなどとして使用してください。

作成者及び作成年月日を記載してください。その後、一覧表のやり取りの過程で、加筆又は修正等をした場合は、その履歴(年月日及び加筆又は修正者)を記載してください。

事件番号、係名及び当事者名を記載してください。

令和〇〇年(ワ)第〇〇〇号 第〇民事部〇〇係
原告〇〇〇〇/被告〇〇〇〇
令和〇〇年〇月〇日原告作成
令和〇〇年〇月〇日被告記入
令和〇〇年〇月〇日原告修正

監理瑕疵(債務不履行)一覧表

番号	項目	実際の施工				あるべき施工及び監理とその根拠						損害					
		施主側(原告)		監理者側(被告)		施主側(原告)			監理者側(被告)			施主側(原告)			監理者側(被告)		
		主張	証拠	主張	証拠	あるべき(1)施工及び(2)監理	その根拠	証拠	主張	証拠	主張	金額	証拠	主張	金額	証拠	
1	1階居間と茶の間	1階居間と茶の間に7mmの段差がある。	甲1のうち○項及び写真No.2	否認する。段差は最大4mmである。	乙1の○頁及び写真No.2	(1)同部分の段差は3mm以内とすることを要する。 (2)被告は、3mmを超える段差を生じていないか確認し、これが生じていた場合には是正を指示する義務を負う。	(1)公庫バリアフリー構造に係る基準4条(本件住宅は公庫バリアフリー割増融資対象住宅であるから、同基準を満たす施工を行うべきである。) (2)…であることからすると、左記内容は被告の監理義務の内容に含まれる。	(1)甲2の5頁黄色のアンダーライン部分 (2)甲16	(1)…であるから、施工上の瑕疵はない。 (2)仮に施工上の瑕疵があるとしても、…であることからすると、個別の段差の有無についてまで確認する義務はない。		茶の間の床を張り替える工事が必要である。	¥750,000	甲3の10頁No.2	補修の必要はない。		¥0	
2	2階階段	非常灯が設置されていない。	甲1のうち○項及び写真No.3	認める。		(1)…という種類の非常灯を設置すべきである。 (2)被告は、設計図書で定められた非常灯が設置されているかどうかを確認し、設置されていない場合には設置するよう指示する義務があった。	(1)仕上表○頁○項にはその設置が明示されている。 (2)…であることからすると、左記内容は被告の監理義務の内容に含まれる。	(1)甲2の2頁黄色のアンダーライン部分 (2)甲17	(1)仕上表○頁○項の記載は…という趣旨であり、非常灯を設置すべきことを意味するものではないから、施工上の瑕疵はない。		…製の非常灯を設置する工事を行う。	¥50,000	甲3の10頁No.3	補修の必要はないが、仮に必要であるとしても、原告が指摘する見積のうち、¥30,000と見積もっている…については、…であるから、20,000円で足りる。	(予備的に) ¥40,000	乙2の○頁	
合計											¥800,000				¥0		

実際の施工に関する証拠は、できるだけ図面や写真を用い、かつ、箇所を特定して引用するようにしてください。

一覧表のやり取りの過程で、加筆又は修正等をした場合は、アンダーラインを付し、又は文字に色を付けること等により、加筆又は修正等した箇所が分かるようにしてください。

* 1 基礎、外壁、1階玄関、洋室1、和室1、…、2階、屋根というように、検分順序を想定し、主張する瑕疵の部位ごとの順番で記載するようお願いいたします。
* 2 証拠は、証拠番号及び具体的な頁に加え、必要に応じて該当箇所のラインマーカーによる特定をお願いいたします。
* 3 「あるべき監理とその根拠」欄には、なされるべきであったと主張する監理の内容とその根拠(明示の合意、又は建築基準法等の法令、住宅金融公庫基準、技術水準等の内容及びそれが契約内容となっていたものといえる根拠)を具体的に記載してください。